電子提供措置の開始日2026年９月４日

株 主 各 位

第11期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

１．会社の新株予約権等に関する事項
２．会計監査人に関する事項
３．業務の適正を確保するための体制
４．業務の適正を確保するための体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（2025年７月１日から2026年６月30日まで）

株式会社unerry

1．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第６回新株予約権
新株予約権の数	500個
保有人数	取締役１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　20,000株（注）
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株あたり　503円（注）
新株予約権の行使期間	2022年４月15日～2030年４月14日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員であること

（注）2022年５月22日に普通株式１株を40株とする株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

⑵ 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	36,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき同監査役会が会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下の通りであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、定款や法令諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び執行役員の職務執行の監査を行う。

② 取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行する。

③ コンプライアンスに関する研修会を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役の命を受けた内部監査人が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査法人や、監査役と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

⑤ 内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等について、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る重要な情報については、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、法令及び諸規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。

② 取締役及び監査役は、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理委員会において、当社が直面する可能性があるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備するものとする。

② 取締役会は、リスク管理委員会を通じて、損失の危機の管理に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危機の管理を行う。

③ 識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はリスク管理委員会が行い、個別のリスクは各部門が対応する。

④ 各部門のリスク管理状況については、内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

⑤ 不測の事態が発生した場合、リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社取締役会は、法令及び「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。

⑸ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとする。

② 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、執行役員、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

③ 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従うよう周知徹底を行うものとする。

⑹ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

① 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力するものとする。

③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。

④ 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、周知徹底させる。

⑺ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役社長と定期的に又は適時に意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。

② 監査役は、内部監査人と定期的に又は適時に情報交換を行い、相互に連携し、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。また、会計監査人に会計監査の状況の説明を受ける等必要な連携を行い、監査役監査の実効性の向上を図るものとする。

③ 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

⑻ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

① 当社は、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。

② 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

4．業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

⑴ 取締役・取締役会

取締役会は、取締役５名(うち社外取締役１名)で構成されており、定例取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、並びに職務執行の監視・監督を行っております。

⑵ 監査役・監査役会

監査役会は、常勤監査役１名を含む監査役３名(３名すべて社外監査役)で構成されており、定例監査役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、各監査役の権限の行使を妨げないことを前提として、監査の方針、業務及び財産状況の調査方法その

他の監査役の職務の執行に関する事項を決定いたします。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を自覚し、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じます。監査役は、自らの職務執行の状況を監査役会に定期かつ随時に報告し、監査役会は、報告に対する措置等について協議を行います。

なお、監査役は内部監査人及び会計監査人と必要に応じて随時緊密な連携をとると同時に、定期的な会合を開催し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

⑶ 内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役が任命した内部監査担当者2名が、自己監査とならないよう分担して監査を行っております。内部監査人は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画(年度計画)に基づき、当社の業務全般について内部監査を行っております。また、監査の内容については、監査役及び会計監査人への報告を行うことで、情報の共有を図り、監査の実効性を高めております。

⑷ 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。また、会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会、内部監査人と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

⑸ 指名・報酬委員会の設置

当社では、2022年９月以降、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の決定過程において、手続の客観性、透明性及び公平性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる充実を図ることを目的として設置されました。

取締役候補者の選任については、取締役のスキルの検討のほか、取締役候補者の選任方針や個別の候補者案の検討等、当社の経営戦略に照らして必要な人材の選出のための検討を進めております。また、報酬等については、報酬体系の構築や報酬等の決定方針の策定、及び個人別報酬額等を審議対象としており、業績との連動性を確保しつつ、成果が反映される報酬体系の構築を検討しております。これらを通じて、決定過程の透明性や公平性を確保し、企業価値の持続的な向上に資するような制度づくりを目指しております。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役候補者や取締役の報酬等について最終決定することとなっております。

指名・報酬委員会の委員は、八十川祐輔氏（委員長、独立社外取締役）、内山英俊氏（代表取締役社長執行役員CEO）、神成敦氏（独立社外監査役）であり、過半数の独立社外取締役・社外監査役により構成されております。また、決定過程の客観性・透明性をより高めるため、委員長には独立社外取締役を任命しております。

⑹ 経営会議

経営会議は、毎月１回取締役会後に開催しており、取締役会の出席者及び執行役員にて構成されております。本会議は社長の諮問機関と位置付け、重要なテーマについて意見交換を行っております。

⑺ リスク管理委員会

当社は、リスク管理の検討、審議等を行うためリスク管理委員会を設置しております。当委員会は、代表取締役及び、各部門におけるリスク管理責任者である各部門長で構成されており、コーポレート部長が委員長を務めております。リスク管理委員会は毎年度定期的に２回開催するほか、必要に応じて開催することとしており、その活動状況については取締役会に報告しております。

⑻ コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスを経営の基本とし、法令違反に関する情報を分析し、必要事項について改善を図るため、毎年度定期的に２回、コンプライアンス委員会を開催しております。当委員会は、代表取締役及び、各部門長で構成されており、コーポレート部長が委員長を務めております。

連結株主資本等変動計算書

（自2025年７月１日
至2026年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	41,670	1,422,336	553,014	△2,094	2,014,926
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	218	218			436
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	7,380	7,380			14,760
親会社株主に帰属する当期純利益			330,138		330,138
自己株式の処分		3,366		216	3,582
当期変動額合計	7,598	10,965	330,138	216	348,918
当期末残高	49,269	1,433,301	883,153	△1,878	2,363,845

（単位：千円）

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,959	2,016,886
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		436
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		14,760
親会社株主に帰属する当期純利益		330,138
自己株式の処分		3,582
当期変動額合計		348,918
当期末残高	1,959	2,365,805

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

a. 連結子会社の数　１社

b. 連結子会社の名称　株式会社ブログウォッチャー

株式会社ブログウォッチャーについては、2026年５月１日の全株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

（2）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は３月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

（4）重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(5) 重要な固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

(6) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(7) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① データ分析・ダッシュボード提供（分析・可視化サービス）

当該サービスの主な履行義務は、位置情報データの可視化ツールの提供及び行動分析した結果をレポートとして顧客に提供することであります。可視化ツールの提供については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、提供期間にわたって収益を認識しております。

レポートの提供については、顧客へ納品した時点に履行義務が充足されるものについては、納品時に収益を認識しております。また、収益認識に関する会計基準第38項（一定

の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。なお、第38項に該当する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約等において、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準を適用しております。

② 広告配信（行動変容サービス）

当該サービスの主な履行義務は、一般消費者向けの広告配信や、広告配信及びその集客効果等に関するレポートを顧客に提供することであります。広告配信については、集客期間の経過に応じてもしくは広告が配信されるにつれて履行義務が充足されるものと判断し、契約期間の経過もしくは広告の配信に応じて収益を認識しております。レポートの提供については、顧客へ納品した時点に履行義務が充足されるものと判断し、納品時に収益を認識しております。

③ システム開発・運用（One to One サービス）

当該サービスの主な履行義務は、アプリ開発・運用、システム開発・運用、ＷＥＢサイト構築、ユーザーサポート等を提供することであります。アプリ開発、システム開発、ＷＥＢサイト構築等については、請負契約もしくは準委任契約により、成果物の納品や技術支援を提供しております。

請負契約による開発を行う取引のうち、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。なお、第38項に該当する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約等において、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準を適用しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約に係る取引については、契約期間にわたって技術支援を行うことで履行義務が充足されるものと判断し、契約期間に応じて一定期間にわたって収益を認識しておりま

す。
　アプリ運用、システム運用、ユーザーサポート等については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、役務提供期間にわたって収益を認識しております。

(9) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(10) のれんの償却方法及び償却期間
　のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。

2．会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	324,445 千円

　上記は、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてインプット法を適用した案件のうち、当連結会計年度末において進行中の案件に係る金額を集計したものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
　当社グループは、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
　主要な仮定は、原価総額の見積りとしております。原価総額は、見込まれる作業工数、担当する従業員や外部委託先に支払う人件費単価及び直接関連する経費の要否等により算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
　当社グループが提供するサービスは、顧客からの要望によって個別性が強く、外部又は内部の経営環境の変化の影響により作業工数や人件費単価及び経費の額が変動する可能性

があります。その結果、原価総額の見積りが変動した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類における収益の発生額に影響を与える可能性があります。

のれんの償却期間

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　497,003千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、2026年５月１日(みなし取得日2026年６月30日) 付で株式会社ブログウォッチャーの全株式を取得し、同社を連結子会社としたことによりのれんを計上しております。

当該子会社を取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価としての支払対価総額と被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額で算定しております。

また、当該のれんの償却期間は、株式会社ブログウォッチャーの将来の事業計画等を考慮して、その効果が及ぶ期間に基づき８年間としております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの償却期間の決定の基礎となる将来の事業計画の主要な仮定は、売上高の成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

のれんは、事業計画と取得後の実績の比較分析による検討を行うことによって、減損の兆候の有無の判定を行います。事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、将来の超過収益力が減少した場合、のれんの減損損失を計上する可能性があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

担保資産及び担保付債務

１年内返済予定の長期借入金	150,000千円
長期借入金	587,500千円
計	737,500千円

（注）借入債務に対して連結消去されている連結子会社株式755,000千円を担保に供しています。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	3,768,890	9,060	―	3,777,950

（変動事由の概要）

発行済株式

普通株式増加数の内訳は以下の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加　　4,260株

ストック・オプションの行使による増加　　4,800株

（2）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（3）新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　210,000株

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

必要な資金を原則として自己資本により調達しております。状況に応じて銀行等の金融機関からの借入とする方針であります。資金運用は安全性の高い金融資産で行っております。現金及び預金の中には外貨預金が含まれておりますが、為替リスクを回避するために利用しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債

務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。借入金は、主に投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

（ア）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

（イ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

コーポレート部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

（ウ）市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注）参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金を含む（※))	737,500	737,500	―
負債合計	737,500	737,500	―

（※） 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む）は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	50,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	―	737,500	―	737,500
負債合計	―	737,500	―	737,500

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

６．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	Beacon Bank事業
分析・可視化サービス	1,514,110
行動変容サービス	2,460,181
One to Oneサービス	905,251
顧客との契約から生じる収益	4,879,542
その他の収益	―
外部顧客への売上高	4,879,542

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「（８）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首及び期末残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	459,981	647,911
契約資産	39,304	164,917
契約負債	32,611	76,981

契約資産は主に、期末日時点で履行義務を完全に充足していない業務にかかる対価に関するものであり、支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は主に、契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、当連結会計年度期首時点で契約負債に含まれていた金額は32,611千円です。過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	60,898
1年超2年以内	―
合計	60,898

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　631円21銭

(2) 1株当たり当期純利益　88円22銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．企業結合に関する注記

（取得による企業結合）

（1）企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社ブログウォッチャー

事業の内容　位置情報データプラットフォームによる位置情報関連サービスの開発・提供

②企業結合を行った主な理由

本件株式取得は、当社グループとして顧客基盤を広げるとともに、事業モデルや提供形態の違いを踏まえつつ、それぞれが培ってきた強みや知見を相互に活かすことを目的とするものです。

③企業結合日

2026年５月１日（株式取得日）

2026年６月30日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
みなし取得日を2026年６月30日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得原価　748,000千円（すべて現金）

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用・手数料等　7,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
①発生したのれんの金額
497,003千円
なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

②発生原因
主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間
８年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	596,836　千円
固定資産	1,366　千円
資産合計	598,202　千円
流動負債	347,206　千円
負債合計	347,206　千円

(7) 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

株主資本等変動計算書

（自2025年７月１日
至2026年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	41,670	265,577	1,156,759	1,422,336
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	218	218		218
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	7,380	7,380		7,380
当期純利益				
自己株式の処分			3,366	3,366
当期変動額合計	7,598	7,598	3,366	10,965
当期末残高	49,269	273,176	1,160,125	1,433,301

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	553,014	553,014	△2,094	2,014,926	1,959	2,016,886
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				436		436
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）				14,760		14,760
当期純利益	336,889	336,889		336,889		336,889
自己株式の処分			216	3,582		3,582
当期変動額合計	336,889	336,889	216	355,669		355,669
当期末残高	889,903	889,903	△1,878	2,370,596	1,959	2,372,555

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

有価証券の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②子会社株式

移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

（3）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① データ分析・ダッシュボード提供（分析・可視化サービス）

当該サービスの主な履行義務は、位置情報データの可視化ツールの提供及び行動分析した結果をレポートとして顧客に提供することであります。可視化ツールの提供については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、提供期間にわたって収益を認識しております。

レポートの提供については、顧客へ納品した時点に履行義務が充足されるものについては、納品時に収益を認識しております。また、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。なお、第38項に該当する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約等において、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準を適用しております。

② 広告配信（行動変容サービス）

当該サービスの主な履行義務は、一般消費者向けの広告配信や、広告配信及びその集客効果等に関するレポートを顧客に提供することであります。広告配信については、集客期間の経過に応じてもしくは広告が配信されるにつれて履行義務が充足されるものと判断し、契約期間の経過もしくは広告の配信に応じて収益を認識しております。レポートの提供については、顧客へ納品した時点に履行義務が充足されるものと判断し、納品時に収益を認識しております。

③ システム開発・運用（One to One サービス）

当該サービスの主な履行義務は、アプリ開発・運用、システム開発・運用、ＷＥＢサイト構築、ユーザーサポート等を提供することであります。アプリ開発、システム開発、ＷＥＢサイト構築等については、請負契約もしくは準委任契約により、成果物の納品や技術支援を提供しております。

請負契約による開発を行う取引のうち、収益認識に関する会計基準第38項（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当する契約については、一定の期間にわたって履

行義務が充足されるものと判断し、サービスの性質を考慮して適切な場合はインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。なお、第38項に該当する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約等において、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準を適用しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約に係る取引については、契約期間にわたって技術支援を行うことで履行義務が充足されるものと判断し、契約期間に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。

アプリ運用、システム運用、ユーザーサポート等については、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、役務提供期間にわたって収益を認識しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高　　324,445 千円

上記は、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてインプット法を適用した案件のうち、当事業年度末において進行中の案件に係る金額を集計したものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報は、連結注記表「2．会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1)担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

関係会社株式	755,000千円
計	755,000千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	150,000千円
長期借入金	587,500千円
計	737,500千円

(2)関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	53,652千円
関係会社に対する短期金銭債務	15,601千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	100千円
仕入高	16,707千円
営業取引以外の取引	4,238千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	35,049	1,700	3,720	33,029

（変動事由の概要）

自己株式

a．普通株式増加数の内訳は以下の通りであります。
　譲渡制限付株式の無償取得による増加　　1,700株

b．普通株式減少数の内訳は以下の通りであります。
　ストック・オプションの行使による減少　　3,720株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	40,959千円
貸倒引当金	17,634〃
未払事業税	8,990〃
税額控除	99,493〃
その他	17,975〃
繰延税金資産小計	185,054千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△17,260〃
評価性引当額小計	△17,260〃
繰延税金資産合計	167,793〃
繰延税金負債	
為替差損益	2,885千円
繰延税金負債合計	2,885千円
繰延税金資産純額	164,907千円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	(株)ブログウォッチャー	所有直接100%	役員の兼任出向者の派遣	出向者給与の受取（注）	96,524	未収入金	41,981

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。

8．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　633円2銭

（2）1株当たり当期純利益　90円2銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11．連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

12．企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

連結注記表「9.企業結合に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。